

品質管理指標に関する外国庁の状況（米国特許商標庁、韓国特許庁）

I. 米国特許商標庁（USPTO）

－米国特許商標庁（USPTO）における審査の質の評価手法について－

USPTO は、2011 年 10 月に、特許審査の品質評価手法として、Composite Quality Metrics（いわゆる総合メトリクス）を策定した。この総合メトリクスは、2. 欄に記載する 7 つの個別メトリクス（後述 1. にある i）～vii）の個別評価項目）の加重平均値（複合スコア）として算出されるものである。

USPTO では、この総合メトリクスの策定までに、2005 年からの個別メトリクスに相当する指標の取得を開始し、2010 年に個別メトリクスの変更を行っており、その結果をもとに、総合メトリクスの算出に必要となる目標値（ストレッチ目標）を決定している。

しかしながら、総合メトリクスから得られる複合スコアについては、USPTO も当初から審査の質そのものを表しているものとは必ずしも考えておらず、米国内のユーザーから寄せられた評価も踏まえると、品質を表す物差しとして適切に機能しているとは言い難い状況にあるようである。さらに、個別メトリクスについても、USPTO がその設定時に想定していた通りに審査の質を表すものとはなっていないものがあり、見直しの必要性が生じているとのことである。そのため、2016 年度に予定されている目標設定の際には、総合メトリクスの廃止や個別メトリクスの入替え等の実施を含め、現在検討中とのことである。

1. 総合メトリクスについて

総合メトリクスは、以下の 7 つの個別メトリクスをもとに算出される。

i) 最終処分のコンプライアンス率 (Final Disposition Compliance Rate)

最終処分（特許査定・最終拒絶）に関するサンプリング調査 (review)

ii) 審査段階のコンプライアンス率 (In-Process Compliance Rate)

審査段階での各処分（最終処分以外）に関するサンプリング調査

iii) FA サーチレビュー (First Action on the Merits (FAOM) Search Review)

ファーストアクション (FA) 時のサーチ（先行技術調査）において、ベストプラクティスに基づくサーチを実施しているか（ベストプラクティスとして掲げられた要素に沿っているか）

iv) FA に対する完全レビュー (Complete First Action on the Merits (FAOM) Review)

FA に対し、サーチを除く詳細な項目をクレーム毎にレビュー

v) 品質指標レポート (Quality Index Report : QIR)

コンパクトで効果的な審査ができているかを把握するために、USPTO のデータ

ベースから抽出した値を用いて算出

vi) 外部品質アンケート調査 (External Quality Survey)

半期に一度、出願人・代理人に対してアンケート調査を実施

vii) 内部品質アンケート調査 (Internal Quality Survey)

半期に一度、特許審査官に対してアンケート調査を実施

メトリクス	定義	重み係数 W0	基準年度 B0	ストレッチ 目標 S0	現在の メトリクス 値(FY13 Q2) C1	構成スコア CS1
i) 最終処分のコンプライアンス率	OPQA プロセスで定量される適正度%	20	94.4	97.0	96.6	84.6
ii) 審査段階のコンプライアンス率	OPQA プロセスで定量される適正度%	15	93.6	97.0	95.6	58.5
iii) FA サーチレビュー	OPQA プロセスで定量される「平均スコア」	10	94.6 (推定値)	97.0	97.1	100.0
iv) FA に対する完全レビュー	OPQA プロセスで定量される「平均スコア」	10	90.9 (推定値)	95.0	91.0	2.4
v) 品質指標レポート (QIR)	5つの QIR メトリクスの平均	20	85.9	94.0	89.8	48.1
vi) 外部品質アンケート調査	出願人・実務家への調査により定量される品質についての肯定的/否定的「比」	15	1.2	5.0	5.2	100.0
vii) 内部品質アンケート調査	USPTO 特許審査官への調査により定量される品質についての肯定的/否定的「比」	10	4.3 (推定値)	6.0	9.4	100.0
複合スコア : 70.6						

※表中の数値（重み係数以外）は実際のものとは異なる

●構成スコアの演算式

$$\text{構成スコア} = [(C1 - B0) / (S0 - B0)] \times 100$$

C1 : 測定されたメトリクス値

B0 : 基準年度（2009 年度）のメトリクス値

S0 : 2015 年度に達成すべきストレッチ目標として設定されたメトリクス値

※ 構成スコアは、ストレッチ目標達成までの進捗を示す

例) 変化なし→0、目標達成（最大値）→100.0

2. 個別メトリクスの詳細

(1) サンプルチェック

特許品質評価室(Office of Patent Quality Assurance : OPQA)のレビュアーが行うチェック

i) 最終処分コンプライアンス率

- 最終処分（特許査定・最終拒絶）に欠陥が発見されないチェック対象出願の%
- 欠陥が発見された特許許可通知は取り消した上で是正し、拒絶案件の場合は、次のアクションがあった際には是正
- サンプル数：年間3000件（0.5%）

ii) 審査段階コンプライアンス率

- 「USPTO又は出願人が不要なリソースを消費することとなる明らかなエラー」のないアクションの%
- エラー例：
 - 出願日の関係で先行技術でない文献の利用
 - 出願人から説明があったが、当初は対応しなかった事項について、後から応答するような、繰り返し拒絶理由
- サンプル数：年間3000件（0.5%）

iii) FAサーチレビュー

- 「FA時のサーチがUSPTOのベストプラクティスとどの程度適合しているか」についてのスコアの平均点
- サーチツール・DB、検索方法、他庁審査結果を利用しているか等をチェック
- サンプル数：年間800件

iv) FAに対する完全レビュー

- 「サーチを除くFAがUSPTOのベストプラクティスとどの程度適合しているか」についてのスコアの平均点
- 主なレビュー観点
 - 新規性に関する説明は明確であったか
 - 相違点の説明は明確であったか
 - 引用例の適用・組合せの説明は明確であったか
 - 動機付けの説明は明確であったか
 - 面接は審査官がイニシアチブをとり本質的なものであったか
 - 審査官による限定要求は適切であったか
 - 他庁サーチレポートを適切に評価していたか
- サンプル数：年間800件

※ 上記 i)～iv)は、いずれも100%が理想値で、既に高水準に到達(90%以上)

(2) 統計情報

v) 品質指標レポート (Quality Index Report; QIR)

- 測定期間中に係属中の全出願について行われたオフィスアクションにつき、以下の5つの統計データの平均(等分の重み)
 - (a)最終処分あたりの平均アクション数が3未満の審査官の%
 - (b)継続審査請求(Request for Continued Examination: RCE)でない最終処分の%
 - (c)再開(reopening prosecution)しなかった最終拒絶の%
 - (d)非最終拒絶のうち2回目以降でない%
 - (e)限定要求のうち2回目以降でない%
- 勤務1年未満の審査官のデータは排除

(3) ユーザー評価

vi) 外部品質アンケート調査

- 直近3か月の期間における以下の項目等について、外部委託調査によって、半年ごとに5段階評価
 - 面接・電話での対応
 - 引用例の的確性
 - 全クレームに対応しているか
 - 出願人の応答に対する対応
 - 各条文の運用や各要件の判断の的確性
 - 全般的な審査の品質
 - 審査品質のばらつきの程度(3段階)
- 半年に一度実施し、一度の対象者数は約3000人
- メトリクスとして、「肯定/否定」の比を算出

(4) 内部評価

vii) 内部品質アンケート調査

- 直近3か月の期間における実務経験に関し、以下の項目の満足度を4又は5段階評価(上記vi)と同一業者に委託している)
 - 審査ツール
 - 研修アクセス
 - 受講した研修の有効性
 - 出願の品質(明瞭性、クレーム数、クレームの広狭、IDS等)
 - 出願人・代理人とのやりとりの品質(明瞭性、完全性、補正の根拠、準備、態度、等)

- 内部と外部の関係
- 半年に一度実施し、約750人の審査官を対象
- メトリクスとして、「肯定/否定」の比を算出

Ⅱ. 韓国特許庁(KIPO)

－韓国特許庁(KIPO)における品質管理体制について－

KIPO における品質管理の体制は、1) 審査課における日々の決裁を通じた品質保証、2) 「審査評価制度」による品質監査、3) 審査企画課に大別され、大枠としては、日本国特許庁と類似する体制となっている。

1. 決裁による品質保証

KIPO の各審査課に「審査パート」を3～4つ配置し、拒絶理由等については、審査パート長が、特許決定(査定)及び拒絶決定(査定)については、審査課長(審査長・審査監理官に相当)がそれぞれ決裁を通じ、全件に対する品質保証を行っている。また、これらは、デザイン(意匠)・商標部門も同様である。

2. 「審査評価制度」による品質監査

審査評価制度は、品質監査として機能しており、大きく、次の活動が行われている。

(1) 審査品質担当官による審査評価

KIPO では、独立部署として審査品質担当官室を次長(副長官)の下に置き、特許については技術分野ごとに3名×4、意匠・商標についてはまとめて4名、合計16名(いずれも、審査経歴の長い審査官から任命)の体制により、サンプリング方式による監査を行っている。

<図1 審査品質担当官室の組織図>



審査品質担当官は、審査経歴の長い者、博士や企業研究開発経験者等、当該技術の専門家から任命され、拒絶理由通知等について、評価時点1か月前に着手された案件を対象に1%、特許査定/拒絶査定について、同6か月以内に査定された案件を対象に2%のサンプルチェックにより行っている。2013年下半期実績は、特許1765件、同意匠・商標2252件、PCT国際調査報告書970件を

評価している。

また、評価の結果は、審査評価表として、法令違反の重大なエラー、必ずしも法令違反ではないが適切ではない軽いエラー、通常、優秀、極めて優秀の5段階評価を行い、その結果は、審査官及び審査課長にフィードバックされる。さらに、フィードバックを受けた審査官は、反論・異議申立の手続が与えられている。

<審査評価表の評価観点>

○特許

手続の効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、顧客指向性

○PCT

手続の正確性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、報告書記載事項の充実性、顧客指向性

○意匠

手続の効率性、成立要件及び工業上の利用可能性判断の正確性、検索の充実性、顧客指向性

○商標

手続の効率性、識別力判断の正確性、検索の充実性、顧客指向性

なお、エラー率は、算出方法が公開されていないため、多い・少ないの判断が不能ではあるが、実績では、特許について1.0%、意匠・商標について0.2%がエラーであると発表されている。

(2) 他課審査課長による審査評価

KIPO では、審査品質監理担当官のほか、審査官が所属する審査課とは別の審査課長による監査も行われている。具体的には、拒絶理由等のオフィスアクション及び査定案件を対象に、1%のサンプルチェックを行っている。ただし、PCT 国際調査等は、対象外である。

3. 総合審査品質指数

総合審査品質指数は、審査品質に関する主要指標に重要度別の加重値を乗じて算出する、いわゆる総合メトリクスである。KIPO では、これを2000年から導入し、数次の改正を経て、現在に至っている。ただし、各項目の具体的な算出方法等は、公開されていない。

<表1 特許における総合審査品質指数>

評価項目	加重値%	2013 年目標点	2013 年結果点
審査評価表*1 の平均得点	55	99.59	99.54

審査品質満足度アンケート調査の結果	15	72.72	72.75
拒絶決定(査定)不服審判の請求率	10	15.36 以下	11.89
特許決定(査定)における請求項削減率*2	10	14.29	14.36
拒絶理由の受容度*2	10	21.55	17.14
総合審査品質指数		100	100

*1 上述2.(1)における5段階評価結果

*2 特許決定(査定)に至る過程において、請求項数がどのくらい削減されたのかを測る項目

*3 拒絶理由の通知に対し、意見書・補正書の提出がなかったもの。

<表2 商標における総合審査品質指数>

評価項目	加重値%	2013年目標点	2013年結果点
審査評価表の平均得点	55	99.59	99.54
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	72.72	72.75
拒絶決定(査定)不服審判の請求率	10	15.36 以下	11.89
異議申立率	10	14.29	14.36
拒絶理由の受容度	10	21.55	17.14
総合審査品質指数		100	100

特許と商標における総合審査品質指数の違いは、特許決定(査定)における請求項削減率の代わりに、商標では異議申立率を採用している点である。また、意匠についての総合審査品質指数は、運用されていない。

4. 審査品質警報システム

上述2.(1)の審査品質担当官による審査評価のうち、拒絶理由通知等中間処理に対するものは、評価時点1か月前の着手案件を対象にサンプルチェックしているため、ある程度の速報性が期待できる。そこで、KIPOでは、この結果を基にリアルタイムの審査品質動向として分析し、審査品質警報として①安全、②要管理、③危険の3段階の警報を審査部署にフィードバックしている。